

1 根拠

直方市監査規程第 13 条第 1 項に基づき令和 8 年度監査実施方針を定める。

2 基本的な考え方

(1) 経済性・効率性・有効性の観点による監査等の充実

正確性・合规性はもとより、「最小の経費で最大の効果を上げているか」等の経済性・効率性・有効性の観点から監査等を実施する。

(2) リスクを考慮した監査

定期監査等で提出されたリスクの内容及び程度、過去の監査結果の指摘事項等を総合的に判断し、より具体的な重点項目・着眼点を定めて監査等を実施する。

(3) 再発防止及び内部統制に対する支援

文書事務や財務会計の事務処理において、事務処理誤りが依然として数多く見受けられることから、法令等や事務処理の基本的な理解が求められる。このため、監査等の結果が事務事業の改善に資することとなるよう、過年度の指摘等に基づく措置状況について検証を行い、改善や修正が有効に進められているか適宜確認等を行い監査の実効性を確保する。

また、複数の部署で同様の不適正な事務処理が見受けられることから、個々の事務処理の指摘にとどまらず、対象外の部課の職員にとっても自分自身の問題として捉えられるよう、監査結果の公表の都度、全職員にメールや掲示板などで発信することにより、指摘事項やその分析結果を全庁へフィードバックし、法令等に基づいた正確な事務処理やチェック機能の重要性について各職員の意識向上を図り、同様のミスの再発防止や事務改善に対する取組みを支援する。

(4) 各種監査等の効果的な連携

例月出納検査・定期監査時に、財務事務の合规性・正確性と併せて、文書システムとの関連を確認し、効果的な決算審査に結び付ける。

(5) 具体的な内容

ア) 共通事項

監査に当たっては、基本的な考え方に基づき、以下の視点に留意のうえ実施する。

① 適法性及び正確性の視点

事務事業全般について根拠法令等に即し適正かつ的確に執行されているか、複数人によるチェックや管理監督職による確認が行われているかなど、内部管理機能が十分に発揮されているかの視点に立ち、併せて職員の根拠法令などの習熟度の向上及び意識改革に繋がる監査を実施する。

※法令、予算等に則った財務会計処理

※適正な契約事務・工事事務など

② 経済性・効率性・有効性の視点

事務事業が最小の経費で最大の効果を得ているか（経済性・効率性）、所期の目的を達成し効果を挙げているか（有効性）の視点に立った監査をより強化する。

※事務改善、経費節減の取組み等

③ 継続性の視点

指摘、指導した事項を踏まえ、是正措置や再発防止が確実に図られているか、予算執

行や事務事業の運営に的確に反映され実効あるものとなっているかなどフォローアップを実施し、継続性の視点に立った監査を実施する。

※前回の定期監査、指導事項等に対する改善策や再発防止策に係る取組状況の確認等

イ) 重点項目

令和 8 年度の監査等については、次の事項を重点項目として実施する。

① 随意契約について

令和 5 年度に実施した行政監査に基づき改善・検討すべき事項について、適正に契約事務が執行されているか、更なる随意契約の透明性の向上に向け契約状況を確認する。

② 高いリスクが想定される事務事業等の執行状況について

本市及び他自治体等でリスクが顕在化した事案や過去の監査で指摘した事項等の中から、重要性が高いと認められるものについて、リスク管理及び適正に事務の執行がなされているか確認する。

③ 適正な事務執行の確保について

文書事務や財務事務で定期監査において指摘及び注意助言事項が依然として散見されることから、組織として複数の職員での確認や決裁時のチェックなどが徹底されているか、引き続き確認する。

④ 事業のコスト最適化について

扶助費や人件費の増加に加え、大型事業実施に伴う公債費の増加などの行政コストへの影響が見込まれることなどから、今後、厳しい収支状況になると予想される。最小の経費で最大の効果を挙げているか、コスト意識の視点から比較検討を行うなど適正な事業費での積算及び検証（コストコントロール）がなされているか確認する。

3 年間監査計画

直方市監査規程第 13 条第 3 項の規定に基づき、年間監査計画を次のとおり定める。

(1) 令和 8 年度実施予定の監査等の種類及び対象

ア) 定期監査

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかに加え、同条第 2 項の規定により事務の執行が合理的かつ効率的に行われているかについて監査する。

※ 実施の詳細は、監査実施の約 60 日前までに監査対象部署宛に通知する。

※ 必要に応じ工事等の現地調査箇所を決定し連絡する。

<着眼点>

- ① 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- ② 予算執行、収入、支出及び財産の管理等の事務は適切かつ効率的に行われているか。
- ③ 執行にあたっては、住民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- ④ 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。
- ⑤ 補助金等は、規則等に基づき額の算定、交付方法等が適正に行われているか。
- ⑥ 現金物品の出納保管は、適正になされているか。
- ⑦ 金券類等の出納管理は、適正になされているか。
- ⑧ 歳入調定の対象を的確に把握し、調定と収納が会計規則に則り適正に行われているか。
- ⑨ その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

イ) 例月出納検査

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定により、会計管理者（地方公営企業法適用事業の場合は公営企業管理者）が保管する現金の毎月の出納について係数の正確性を検証するとともに、現金の出納が適正に行われているか、現金の保管が確実かつ有利な方法で行われているかを検査する。

※実施時期： 検査対象月の翌月 26 日頃

ウ) 決算審査及び基金運用状況審査

決算審査は、地方自治法第 233 条第 2 項又は地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、審査に付された決算について計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査する。

基金の運用状況審査は、地方自治法第 241 条第 5 項の規定により、審査に付された基金の運用状況について計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として審査する。

※実施予定時期： 5 月（決算関係資料提出以降）～8 月

エ) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び各公営企業会計の資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるかを審査する。

※実施予定時期： 8 月

オ) 行政監査

行政監査は、地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき、市の事務の執行が、法令等の規定に従って適正に行われているかどうかだけでなく、経済性、効率性及び有効性などの観点に沿って監査を実施するものである。

また、令和 8 年度はテーマを「補助金の執行」と定め、各部局横断的に実施する。

なお、監査に当たっては別に定める「行政監査実施計画」により実施する。

(2) 監査等の実施体制及び対象別実施予定時期

ア) 実施体制

各監査の実施体制については、2 名の監査委員が直方市監査規程に則ってその職務を遂行するものとし、監査委員事務局職員が監査委員の事務を補助する。

イ) 対象別実施予定時期

別途通知する。

4 監査結果の報告

定期監査及び行政監査の結果に関する報告は、議会、市長（企業管理者）及び委員会（該当がある場合）に提出し、例月出納検査の結果に関する報告は、議会及び市長（企業管理者）に提出するものとする。

また、決算審査、基金運用状況審査及び健全化判断比率等審査を終了したときは、意見を市長（企業管理者）に提出するものとする。